

## [事案 2022-172] 契約内容変更等請求

・令和5年12月21日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、個人年金保険料税制適格特約の付加等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成30年2月に契約した個人年金保険について、令和2年11月に一般生命保険料控除が適用されていることがわかった。しかし、募集人から個人年金保険料控除を受けることができないことの説明を受けていれば本契約を締結しなかったことから、個人年金保険料税制適格特約を付加した契約内容に変更してほしい。また、個人年金保険料控除を受けることができた金額を損害賠償してほしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人配偶者に対して本契約の説明を行ったが、その際に、申立人配偶者は、払込保険料合計額、解約返還金、支払年金合計額に興味を示しており、個人年金保険料控除の対象となるか否かについて、全く興味を示していなかったこと等から、そもそも錯誤の事実はない。
- (2)説明義務は、書面の交付によっても行うことができるとされているが、個人年金保険料控除の説明は、パンフレットおよび設計書により、個人年金保険料控除を受けることができる要件や、本契約には個人年金保険料税制適格特約が付加されていないことが記載されており、説明義務は果たしている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。